

小規模多機能型居宅介護事業 重要事項説明書

1. 指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 ほくと
代表者氏名	代表取締役 田中 孝二
本社所在地 電話番号等	〒799-2651 愛媛県松山市堀江町甲567番地1 TEL 089-994-6668 ・ FAX 089-994-6669
法人設立年月日	平成9年10月1日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	すずらん家		
介護保険指定 事業者番号	松山市指定 第3890100161号	平成19年 1月 4日指定 平成25年 1月 4日更新 平成31年 1月 4日更新	
事業所所在地	愛媛県松山市西長戸町486番地5		
連絡先 相談担当者名	TEL 089-994-8801 ・ FAX 089-994-8828 管理者：中矢 恵子		
事業所の通常の 事業の実施地域	松山市（島嶼部を除く）全域とする。		

(2) 当事業所の設備の概要

	敷 地	652.45㎡
建 物	構 造	木造2階建ての1階部分
	延床面積	279.26㎡
宿 泊 室	室 数	9室
	1室あたりの面積	7.48㎡～7.61㎡
利 用 定 員	登録定員	29名
	通所利用定員	18名/日
	宿泊利用定員	9名/日

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	小規模多機能型居宅介護は、介護保険法令に従い、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、看護及び介護職員が、利用者に対し、住み慣れた地域や自宅において、その人に合った安心と安らぎの生活を送ることができるよう、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。
運営の方針	小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとします。

(4) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通所サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 6時～21時
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 24時間
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 21時～ 6時

(5) 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置(指定基準遵守)しています。

職員の職種	資格	常勤	非常勤	兼務職種	業務内容
管理者	准看護師	1名		看護職員	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護事業の実施について、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護職員	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターやその他居宅サービス事業所等の関係機関との連携・調整を行う。
看護職員	看護師 准看護師	2名		介護職員	健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
理学療法士	理学療法士		1名	介護職員	生活機能訓練を通じて、実際の生活に必要な筋力、関節可動域を改善させたり、座位および立位の安定性をよくしたり、麻痺した筋肉の協調性を改善させたり、上肢巧緻機能(こうち:精巧で緻密なこと)の向上を目指します。
介護職員	介護福祉士等	11名	4名		小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。また、宿泊に対して1人以上の夜勤者を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直または夜勤者1名以上を配置する。

〈主な勤務体制〉

勤務体制	勤務帯	勤務時間	
	早出	7:30 ~ 16:30	8時間勤務
日勤	9:00 ~ 18:00	8時間勤務	
遅出	11:00 ~ 20:00	8時間勤務	
夜勤	17:00 ~ 10:00	16時間勤務	
上記の他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。			

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	内 容
食 事	朝・昼・夕食、配食及び夕食弁当持ち帰り可能
入 浴	希望に応じ、順次入浴可能
生活相談	介護支援専門員及び管理者が相談に応じます
介 護	①通所 ②訪問 ③宿泊 など、利用者に合わせたプランを作成し、24時間365日切れ目のない支援を行います。
健康管理	施設内でのバイタルチェックを行います。
レクリエーション	地域の交流と定期的な催しを行います。

(2) サービスの利用に当たっての留意事項

面会	10:00 ~ 16:00
飲酒・喫煙	飲酒（特別な行事以外は原則として禁酒）・喫煙（喫煙コーナーのみ）
金銭、貴重品管理	原則として本人管理。希望により預かる場合は預り証にて事業所が管理することもありうる
設備・器具利用	カラオケ・CDコンポ・テレビ

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について、通所、訪問、宿泊（介護費用分）すべて含んだ1ヶ月単位の費用額

自己負担額は1割負担の場合を表示しています。

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

区分	月額利用料	月額利用者負担額
要介護 1	104,580円	10,458円
要介護 2	153,700円	15,370円
要介護 3	223,590円	22,359円
要介護 4	246,770円	24,677円
要介護 5	272,090円	27,209円

☆ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、小規模多機能型居宅介護計画に定めた日より利用が多かった場合でも、日割りでの値引及び増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通所、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用した日

登録終了日：利用者当事業所の利用契約を終了した日。

その他の加算（利用者または事業所の状況により変更することがあります）

加算	利用料	利用者負担額	備考
初期加算	300円／日額	30円／日額	利用開始から30日間
認知症加算Ⅲ	7,600円／月額	760円／月額	日常生活自立度Ⅲ以上
認知症加算Ⅳ	4,600円／月額	460円／月額	日常生活自立度Ⅱ＋要介護2
若年性認知症利用者受入加算	8,000円／月額	800円／月額	認知症と診断をうけていてかつ65歳の誕生日前々日の月まで
看護職員配置加算Ⅰ	9,000円／月額	900円／月額	常勤専従看護師1名以上
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	12,000円／月額	1,200円／月額	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働で計画の見直しを行っていること ・地域の行事や活動等に積極的に参加していること ・地域住民等の相談に対応する体制を確保していること ・必要に応じて多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること ・地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し利用者の状態に応じた支援を行っていること
訪問体制強化加算	10,000円／月額	1,000円／月額	常勤担当介護職員2名以上 延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること
科学的介護推進体制加算	400円／月額	40円／月額	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100円／月額	10円／月額	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記の合計利用金額に14.6%を乗じた金額の割を負担
--------------	----------------------------

- ※1 初期加算は30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算
- ※2 認知症加算、若年性認知症利用者受入加算は対象者のみに加算
- ※3 看護職員配置加算、総合マネジメント体制強化加算、訪問体制強化加算、科学的介護推進体制加算、生産性向上推進体制加算、介護職員等処遇改善加算は全利用者対象
- ☆ 一定の所得がある65歳以上の方は、所得に応じ自己負担割合が決定されます。
- ☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者の負担額を変更します。

(4) 介護保険給付対象外サービス利用料

サービスの種類	利用料	備考
宿泊費	1,800円/泊	
食費(利用した食事に対して)	朝:450円、昼:680円、夕:630円 (おやつ代含む)	
おむつ代	パット1枚:S30円、M40円、L50円 フラット1枚:50円 おむつ、パンツ各1枚:120円	
その他日常生活において必要な費用	実費	
材料代、外食費、入場料等	実費	利用者の希望により費用が発生する行事等にご参加頂いた場合
複写物の交付	1枚:10円	

4. 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

①請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日頃に利用者宛お届け(郵送)します。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②支払方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法により、お支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込</p> <p>(イ) 利用者指定口座からの自動振替(振替日25日)</p> <p>(ウ) 現金支払</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払い頂くことがあります。

5. サービスの利用方法

サービスの利用開始 (利用の申込方法等)	契約後、翌日からの利用が可能です。
サービスの終了 (利用終了時の手続き等)	契約終了の14日前までに事業者への通知が必要です。

6. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり、運営推進会議を設置しています。

運営推進会議	
構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月、事業所内で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

7. 協力医療機関・協力施設

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。また、各サービスの受入態勢の協力(バックアップ)施設として、以下の施設との連携支援体制を整備しています。

協力医療機関の名称	もりもと在宅クリニック
所在地	松山市道後一万3-1サンインテグラル道後1F
電話番号	089-927-3331
院長名	森本 尚史
診療科	内科
協力医療機関の名称	長谷川歯科医院
所在地	松山市北条771-7
電話番号	089-992-3768
院長名	長谷川 浩之

診療科	歯科
緊急時の対処方法	当事業所利用者の疾患に対して、治療が必要となった場合において、当事業所から診療の要請を受けた時は、必要に応じて訪問診療等の対応をします。

協力施設の名称	社会福祉法人 瀬戸福慈会
所在地	松山市太山寺町1470番地
電話番号	089-979-7781
理事長名	三好 諄
緊急時の対処方法	身体状況の変化により、各サービスの受け入れ態勢の協力をお願いします

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市、ご家族、居宅サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発事故を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は、株式会社損保ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。）

9. 非常災害対策

災害時の対応	利用者を避難させ、職員も避難し、119番通報する。
防災設備	自動火災報知機一式、消火器4本、誘導灯3箇所。
防災計画	種別ごとの防災計画を策定するとともに、館内に掲示しています。
避難訓練	年2回実施（うち1回は消防職員立会）
防火管理者	森田 豊

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：中矢 恵子
-------------	-----------

(2) 職員に対する虐待防止啓発・普及するための定期的な研修を実施しています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 虐待防止委員会の設置をしています。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしてい

くための取り組みを積極的に行います。

必要最低限の身体拘束を行うのは、以下の「3つの要件」すべてを満たす状態にある場合です。

- (1) 緊急性 … 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- (2) 非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性 … 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。）</p>

13. サービス提供の記録

- ① 指定小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- ② 利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理体制及び手順

- ア 提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、別添付書類(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要)にて、説明をします。

苦情処理の窓口

【事業者の窓口】 すずらん家 管理者 中矢 恵子	所在地：愛媛県松山市西長戸町486番地5 電話番号：089-923-9300 受付時間：9:00～17:00
【市(保険者)の窓口】 松山市介護保険課	所在地：愛媛県松山市二番町4-7-2 電話番号：089-948-6968 受付時間：8:30～17:15(月～金)
【公的団体の窓口】 愛媛県国民保険団体連合会	所在地：愛媛県松山市高岡町101-1 電話番号：089-968-8700 受付時間：8:30～17:15(月～金)
【公的団体の窓口】 愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：愛媛県松山市持田町3-8-15 電話番号：089-998-3477 受付時間：9:00～12:00 受付時間：13:00～16:00(月～金)

15. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、松山市条例に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛媛県松山市堀江町甲567番地1	
	法人名	有限会社 ほくと	
	代表者名	代表取締役 田中 孝二	印
	事業所名	すずらん家	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印